

障害者生活支援センターまちくら  
(自立支援法による指定相談支援事業所)

## 重要事項説明書

快適な生活を送っていただく一助となりますよう努力いたしますので、記載内容をご理解の上、ご利用いただきますようお願いいたします。

### 1 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人 <sup>まち</sup> 地域でくらす会 障害者生活支援センターまちくら	
所在地	米子市西倉吉町83番地3	
電話番号	(0859)35-5647 FAX(0859)35-5648	
事業者番号	3130200052	
開設年月日	平成18年10月1日	
サービスを提供する地域	主に米子市内	
営業日	月曜日から金曜日まで午前8:30～午後5:30	ただし緊急時は営業日以外も対応いたします。
休業日	土、日曜日・祝祭日 年末年始	
休日又は夜間等の緊急時連絡先 所長 (南波 弥沙 090-4899-3831)		

職種	業務内容
所長 (相談支援専門員兼) 1名	<ul style="list-style-type: none"><li>ご利用申し込みや苦情の総合窓口です</li><li>担当相談支援専門員の選定をします。</li><li>支援の状況の把握や調整を行います。</li></ul>
相談支援専門員 若干名	<ul style="list-style-type: none"><li>ご利用者やご家族の相談の窓口です。</li><li>ご希望を随時お伺いして、必要な福祉サービスが提供できるよう手配します。</li></ul>

### 2 事業の運営方針

(1) 当事業所相談支援専門員は、利用者の立場に立ち自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又はご家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な障害福祉サービス等の利用が行われるようにします。

(2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、相談機関、地域の保健・医療・福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等

の綿密な連携を図ります。

### 3 相談支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

#### (1) サービス利用計画の作成

- ① ご利用者のご自宅を訪問して、ご利用者の心身の状況、おかれている環境等を把握したうえで、障害福祉サービス及びその他の必要な福祉サービス（以下、「障害福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス利用計画を作成します。また障害福祉サービスの支給申請をご希望される場合には、申請等を代行いたします。

#### (2) サービス利用計画の作成の流れ

- ① ご利用者及びご家族の希望並びにご利用者について把握された解決すべき課題に基づき、サービス利用計画の原案を作成します。
- ② 事業者は、障害福祉サービス等の担当者を招集して、「サービス担当者会議」を開催し、サービス利用計画の原案に専門的見地からの意見を求めます。
- ③ サービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービス等について、その内容をご利用者ご家族に説明し、ご利用者から文書による同意を受けたのち、ご利用者に1部お渡しします。
- ④ サービス利用計画の作成後もご利用者及びご家族等、障害福祉サービス事業所と継続的に連絡を取り、サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス利用計画の変更、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

#### (3) サービス利用計画作成後の便宜の供与

- ① サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ② ご利用者の意見を踏まえて、障害程度区分認定の更新申請等に必要な援助を行います。

#### (4) サービス利用計画の変更

ご利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

#### (5) 障害者施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又はご利用者が障害者施設への入所を希望する場合には、障害者施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

### 4 利用料金

事業者の提供するサービス利用計画作成に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいてサービス利用料金に相当する給付を受領

する場合(法定代理受領)は、ご利用者の自己負担はありません。

## 5 緊急時の対応

サービス提供中に利用者様の様態に変化があった場合には、ご家族・医療機関な

どに連絡すると共に必要な措置を行います。

### 事業継続に向けた取り組み

・事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提

供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、

訓練(シュミレーション)の実施等を行うこととする。

### 感染症対策の強化

・感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の

開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等を行うこととする。

### ハラスメント対策

・事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを

目指します。

## 6 支援の終了

(1) ご利用者の都合で支援の終了を希望される場合  
お申し出によりいつでも終了できます。

(2) 当事業所の都合で支援を終了する場合  
やむを得ない事情により、支援を終了させていただく場合があります。  
1ヶ月前までに通知するとともに、他の相談支援事業者をご紹介します。

(3) 自動終了  
ご利用者のサービス利用計画作成費が取り消された場合は、自動的に支援を終了いたします。

(4) その他  
ご利用者やご家族が、事業所に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合や、パワーハラスメント(暴言・暴力・威嚇・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為)やセクシャルハラスメント(身体を触る・手を握る・性的な言動をする)などの行為等により、適切なサービス提供の継続が困難であると判断できる場合、文書等で通知し協議の上、サービスを終了させていただく場合があります。

## 7 ご利用者及び家族のプライバシーの保護

( 1 ) 事業者は業務上知り得たご利用者およびご家族の個人情報について、生命や身体などに危険がある場合等の正当な理由がない限り他者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

( 2 ) 事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

## 8 苦情等の受付について

<当事業所の苦情受付窓口>

苦情解決責任者 所長 ( 南波 弥沙 )

<行政機関その他苦情受付機関>

当事業所の所長及び関係者に苦情を言われても解決できない場合は、お手数ですが下記の者にお申し出ください。

氏名	住所・電話番号	職業等
角 喜美江	米子市彦名町2850-1 電話0859-24-2053 (吾亦紅 平日8:15~17:15)	社会福祉法人遊歩理事長
柴田 ひろ子	米子市灘町1丁目8 電話 0859-22-2655 (自宅)	知的障害者相談員 米子市手をつなぐ育成会会員
鳥取県福祉サービス 運営適正化委員会	鳥取市伏野1729-5 電話 (0857)59-6335 (鳥取県社会福祉協議会内)	

令和 年 月 日

相談支援事業の提供開始にあたり、ご利用者に対して  
本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 鳥取県米子市西倉吉町83番地3

まち  
社会福祉法人地域でくらす会  
障害者生活支援センターまちくら

説明者 氏名

印

私は、本書面により、事業者から相談支援事業について重要事項の  
説明を受け、相談支援事業の提供開始に同意しました。

利用者 住所

名

氏

印

代理人 住 所